

# 第3章

## 効果的な啓発の実施

### 1 プランの推進体制

広島県人権教育・啓発指針（平成14年5月14日決定）に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、広島県人権施策推進協議会<sup>※1</sup>における人権啓発活動の企画・実施や情報共有、意見交換などを行うとともに、市町、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会<sup>※2</sup>と連携・協力します。

※1 広島県人権施策推進協議会：庁内の部局及び行政委員会で構成された組織

※2 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会：広島法務局，広島県，広島市，広島県人権擁護委員連合会，社会福祉法人広島県社会福祉協議会及び社会福祉法人広島市社会福祉協議会で構成された組織

### 2 効果的な啓発方法

#### (1) 情報の共有と活用

広島県人権施策推進協議会等の場で共有した人権啓発の情報を元に、好事例を活用することで取組内容を充実させていきます。

また、県政世論調査などの統計データを活用し、県民の関心について「女性」と「子供」など関係性が強い課題同士や、関心が高い課題と比較的低い課題や新たな課題について、啓発の実施内容・時期・対象などの組み合わせを行うことで、効果的・効率的に理解を深めてもらうような取組を進めていきます。

#### (2) 人権課題全般の周知

県民が親しみをもって参加できる人権啓発のためのイベントの実施や、人権全般を対象とした冊子の作成、配付など、幅広く各種の人権課題を扱った啓発活動を実施することで、県民の人権課題全般に対する関心や理解の底上げを図るための啓発を行います。

### 3 人材育成

#### (1) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県職員に対しては、「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき職場研修を実施するとともに、広島県自治総合研修センターにおいても人権に関する研修を実施します。

市町職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者などに対しては、それぞれが実施する研修等のための教材やプログラムを提供するなど各実施主体による取組に対して支援します。

また、研修の教材への活用など人権啓発を効果的に推進するため、先進的な人権啓発の取組を行っている国、都道府県、大学などの取組内容・手法に関して調査・研究を行います。

#### (2) 担当者育成のための研修等

人権啓発に当たっては、地域・職域に密着したきめ細かな活動や、人権啓発を推進していく担当者の育成が重要であるため、市町、民間企業などの事業所で人権啓発を担当する職員を対象に、必要な知識を習得するための研修会を実施し、その育成に努めます。

また、効果的な人権啓発を推進するため、人権に関する文献や資料等の整備・充実に努めるとともに、県のホームページなど様々な機会を活用して、人権啓発 DVD の貸出や冊子の紹介を行うなど、利用の促進を図ります。

### 4 多様な手法や時機を捉えた啓発

県民に対して、より効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、新聞・雑誌・テレビ・ラジオのマスメディアやホームページ、ソーシャルメディアなどを積極的に活用するとともに、地元のスポーツチームと連携した広報活動など、多様な手法による啓発を継続的に粘り強く実施します。

また、社会的情勢の大きな変化や新たに発生する課題については、的確に状況の把握を行い、関係部署と連携して速やかに対応するなど、時機を捉えた啓発を行います。

### 5 フォローアップ及び見直し

本プランに基づく施策について、モニタリング指標・関連指標や取組実績により実施状況を毎年度点検し、その結果をとりまとめ県ホームページ等において県民に公表します。併せて広島県人権施策推進協議会において、点検で判明した課題や取組実績等を共有し、課題の改善に向けた対応や好事例の活用など、本計画のフォローアップを行っていきます。

また、社会情勢の変化や国際的潮流の動向などを考慮し、新たな課題についても適切に対応する必要があることから、適宜、状況を踏まえながら、それぞれの取組に反映していきます。